

関係所属長 殿

免許発第46号
平成29年2月28日
10年保存（口訓）
本 部 長

技能試験車の指定について（通達乙）

自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）の実施に関し、技能試験に使用する自動車（以下「技能試験車」という。）については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第7項の規定により、公安委員会が提供し、又は指定した自動車を使用することとされているが、本年3月12日から、下記の要領により技能試験車の指定を行うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 技能試験車の基準

技能試験車として指定する自動車の基準は、規則第24条第6項の規定によるほか、別表第1の技能試験車指定基準に掲げるとおりとし、同項ただし書の規定による場合は、別表第2の特例技能試験車指定基準に適合する自動車を技能試験車として指定するものとする。

2 指定の申請等

- (1) 公安委員会に対する技能試験車の指定に係る申請は、別記第1号様式の指定申請書（以下「申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 1の申請は、申請書を免許センターに提出して行うものとする。
- (3) 免許センター長は、1の申請により技能試験車として指定したときは、申請者に対して別記第2号様式の運転免許技能試験車指定書（以下「指定書」という。）を交付するとともに、別記第3号様式の運転免許技能試験車指定台帳に指定番号、指定年月日、申請者その他必要事項を記載するものとする。

3 指定の解除等

- (1) 技能試験車の指定解除の申請は、別記第4号様式の指定解除申請書により行うものとする。
- (2) (1)のほか、技能試験車として指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）が次のいずれかに該当する場合は、指定を解除するものとし、免許センター長は、指定書の交付を受けた者に当該指定書の返納を求めるものとする。

ア 1の基準に適合しなくなった場合

イ 技能試験車としての必要な性能又は装置が不良となった場合

4 指定に係る留意事項等

- (1) 技能試験車は、公安委員会が提供する自動車を用いるものとし、当該自動車を技能試験に用いることが困難な場合に限り、指定自動車を技能試験に用いるものとする。
- (2) 本通達乙の実施前に指定を受けた技能試験車は、本通達乙による指定を受けた技能試験車とみなす。

様式第1号（2関係）

指定申請書

平成 年 月 日

高知県公安委員会 殿

申請者

住所

氏名

技能試験車の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

自動車の種類	
車 名	
年式及び型式	
車台番号又は自動車登録番号	
受理番号 ※	

※ 公安委員会が記入。

高知県公安委員会指定 第 号

運転免許技能試験車指定書

申請者
住所
氏名
より申請を受けた

自動車の種類	
車 名	
年式及び型式	
車体番号又は自動車登録番号	

を運転免許技能試験車として指定する。

平成 年 月 日

高知県公安委員会 印

指定解除申請書

平成 年 月 日

高知県公安委員会 殿

申請者

住所

氏名

高知県公安委員会指定第〇〇号により運転免許技能試験車として指定を受けている自動車について、指定の解除を申請します。

記

1 指定解除申請の理由

別表第 1

技能試験車指定基準

標準試験車

免許の種類	自動車の区分	車体の大きさ (メートル)			装置
		長さ	幅	軸距	
大型免許及び大型仮免許	最大積載量 10,000キログラム以上の大型自動車	11.00以上 12.00以下	2.40以上 2.50以下	6.90以上 7.20以下	補助ブレーキを有するもので、3軸以上有するもの
中型免許及び中型仮免許	最大積載量 5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00以上 8.00以下	2.25以上 2.50以下	4.10以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること
準中型免許及び準中型仮免許	最大積載量 2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型自動車 で、前輪軸距が 1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキを有するものであること
普通第二種免許、普通免許及び普通仮免許	乗車定員5人以上の普通乗用車で、軸距が 1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキを有するものであること
大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	車両総重量 5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車 で20キロメートル毎時を超える速度を出				

	<p>すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）</p>		
大型二輪免許	<p>総排気量0.700リットル以上の大型二輪車（AT限定大型二輪免許にあつては、総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下のもの）</p>	<p>AT二輪車以外の大型二輪車については、総排気量0.700リットル以上1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの</p>	<p>オートバイ型とする（AT二輪車にあつては、スクーター型とする。）</p>
普通二輪免許	<p>総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪免許にあつては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）</p>	<p>総排気量0.300リットル以上の普通二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの</p>	<p>オートバイ型とする（AT二輪車にあつては、スクーター型とする。）</p>
牽引免許及び牽引第二種免許	<p>牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）</p>		<p>牽引車は四輪車の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未</p>

	を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの				満、第5輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る
大型第二種免許及び大型仮免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上 11.00以下	2.40以上 2.50以下	5.15以上 5.35以下	補助ブレーキを有するものであること
中型第二種免許及び中型仮免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.20以上 9.30以下	2.25以上 2.50以下	4.20以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること

※ 公安委員会が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、公安委員会が指定した自動車を使用するものとする。

別表第2

特例技能試験車指定基準

特別の必要 がある場合	免許の種類	試 験 車	免許の限定
自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合	大型免許及び大型仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車 (注) コースについては中型コース基準によるものとする。また、立体障害物設置基準に定める屈折コースにおける立体障害物の設置位置は、コース側端から0.90メートルとすることができる	大型自動車は自衛隊用自動車に限るものとする
	普通免許及び普通仮免許	最大積載量3/4トン以上の四輪の自動車	限定なし
	牽引免許	1 被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車、中型自動車又は普通自動車（もっぱら牽引のために使用されるものを除く。）で牽引しているもの 2 最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車（牽引するための構造及び装置を有するものに限る。）で牽引しているもの	1 限定なし 2 カタピラを有する大型特殊自動車による牽引に限るものとする
大型特殊自	大型特殊免許	車両総重量1,300キログラム	大型特殊自

<p>動車のうち農 耕作業用自動 車のみを運転 するため大型 特殊免許の申 請があった場 合</p>		<p>以上の車輪を有する農耕作業用 自動車で20キロメートル毎時を 超える速度を出すことができる 構造のもの</p>	<p>動車は農耕作 業自動車に限 るものとする</p>
<p>大型特殊免 許を有する者 が農耕作業用 自動車のみに よって被牽引 車を牽引して 運転するため 牽引免許の申 請があった場 合</p>	<p>牽引免許</p>	<p>最大積載量2,000キログラム 以上の被牽引車を車両総重量 1,500キログラム以上の車輪を 有する農耕作業用自動車（被牽 引車を牽引するための構造及び 装置を有し、かつ、20キロメー トル毎時を超える速度を出すこ とができる構造のものに限 る。）が牽引しているもの</p>	<p>農耕作業用 自動車による 牽引に限るも のとする</p>
<p>普通自動車 を運転できる 免許を有する 者がセミトレ ーラ以外の被 牽引車で車両 総重量2,000 キログラム未 満のもののみ を牽引するた め牽引免許の 申請があった 場合</p>	<p>牽引免許及 び牽引第二種 免許</p>	<p>キャンピングトレーラその他 の車両総重量2,000キログラム 未満の被牽引車で、セミトレー ラに該当しないもの</p>	<p>セミトレー ラ以外の車両 総重量2,000 キログラム未 満のものに限 るものとする</p>
<p>規則第24 条第6項ただ し書き（特別 の必要がある 場合を除</p>	<p>各種免許</p>	<p>「身体障害者に対する適性試 験（運動能力）実施の標準につ いて」（平成28年10月3日付、 警察庁丙運発第29号）の別表2 に掲げる自動車と同一規格のも</p>	<p>同通達の定 めるところよ り運転するこ とができる自 動車に限るも</p>

く。)に該当する者から免許の申請があった場合		ので補助ブレーキを有するものとする
------------------------	--	-------------------